

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年4月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「教育委員会の組合交渉における職務専念義務の届出一式（県立学校の交渉）平成29年10月から12月」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月7日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

各県立学校から教職員課に提出された平成29年10月から同年12月までの期間における地方公務員法第55条第1号及び第8号に基づく団体交渉に係る職務専念義務免除願の写し

（2）開示しない部分

- ア 個人の氏名、印影及び所属の一部
- イ 職務専念義務免除期間のうち、時間帯、日数及び時間数

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年5月11日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成30年6月7日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

他県は開示しているため不開示部分を全て開示せよ。（職務専念義務）

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

不開示部分ではないため

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第55条第1項では「地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。」と規定しており、また同条第8項では「本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる。」と規定している。

実施機関においては、上記の地公法の規定に基づいて、登録を受けた職員団体からの交渉（以下「団体交渉」という。）に係る職務専念義務免除を各所属長が認めており、本件開示請求の開示対象文書として「各県立学校から教職員課に提出された平成29年10月から同年12月までの期間における地方公務員法第55条第1項及び第8項に基づく団体交渉に係る職務専念義務免除願の写し」を特定した。

本件行政文書は、各奈良県立高校職員から提出された団体交渉に係る職務専念義務免除願に関する文書で、願の提出先並びに個人の氏名、所属、印影、休暇期間、休暇取得単位・時間帯及び休暇取得時間が含まれている。

2 審査請求の趣旨について

審査請求人は、同様の開示請求に対し、他県では全部開示しており、職務専念義務免除願の「氏名、印影及び所属の一部」及び「職務専念義務免除期間のうち、時間帯、日数及び時間数」は、個人識別情報ではなく、個人の権利利益を害する恐れがないにもかかわらず、開示されていないことについての不服を申し立てている。

3 不開示部分について

本件決定では、職務専念義務免除願のうち「個人の氏名、印影及び所属の一部」並びに「職務専念義務免除期間のうち、時間帯、日数及び時間数」を条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

また、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行の内容に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報のうち「個人の氏名、印影及び所属の一部」については、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

不開示とした個人の氏名、印影及び所属の一部は奈良県立学校の職員に係るものであり、本件開示請求は、団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定したものであることから、申請した職員の氏名、印影及び所属の一部を開示することにより、当該職員の職務専念義務免除の理由が明らかとなる。すなわち、申請した職員の氏名、印影及び所属の一部は、当該職員の職務専念義務免除の理由が明らかになる情報として不開示としたものである。

ただし書ウのうち「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。職務専念義務は、公務遂行に当たっての基本的な義務であり、この職務専念義務が免除されているか否かは公務遂行に関する情報というべきである。しかしながら、職務専念義務の免除の事由については、厚生事業への参加等の具体的内容についても明らかになるものであることから、記載内容に公務とは直接かかわりのない職員個人の私事に関する情報、すなわち医療機関への通院状況や団体交渉への参加状況のような職員個人の健康、生活の方針等に関する情報が含まれている場合は、公務遂行に関する情報とは言えず、同号ただし書ウに掲げる情報には該当しない。

また、同号ただし書ア及びイに掲げる情報にも該当しないことは明らかである。

「職務専念義務免除期間のうち、時間帯、日数及び時間数」についても、個人の出勤簿等の情報と突合することにより、該当職員の識別が可能である。また、申請した職員以外の所属職員の印影についても、当該印影は職務専念義務免除願の決裁欄に押印されているものであり、当該印影から所属を特定することができるため、開示することにより、該当職員の識別が可能であることから、ともに条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。また、上記と同様の理由により、公務遂行に関する情報とは言えず、同号ただし書ウに掲げる情報には該当せず、さらに同号ただし書ア及びイに掲げる情報にも該当しないことも明らかである。

4 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、現処分維持が適

当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、団体交渉に係る職務専念義務免除を受けようとする実施機関の職員（以下「本件職員」という。）がその勤務する各県立学校の長に提出し、決裁を完了した職務専念義務免除願の写しであり、当該県立学校の長が、実施機関の職員の任免等を所管する教職員課に提出したものである。本件行政文書には、届出日、本件職員が勤務する所属の名称（以下「所属名」という。）、職名、氏名及び印影、職務専念義務の免除を受ける期間、時間帯、日数、時間数、当該免除を受けようとする理由、団体交渉を行う相手方の名称並びに決裁者の印影等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる

情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件職員の氏名及び印影、所属名及び決裁者の印影並びに職務専念義務免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数が不開示とされていることが認められた。

ア 本件職員の氏名及び印影

実施機関は、本件職員の氏名及び印影について、条例第7条第2号に該当する旨主張しているので、以下検討する。

本件職員の氏名及び印影については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

実施機関の職員の氏名については、当該氏名が職務遂行に係る情報に含まれている場合、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するものと解されている。

この点、職務専念義務は、公務遂行に当たっての基本的な義務であり、特定の職員の職務専念義務が免除されているか否かは公務遂行に関する情報というべきであるが、職務専念義務の免除の事由については、公務とは直接関わりのない医療機関への通院や団体交渉のような職員個人の私事に関する情報であることから、公務遂行に関する情報ではないと考えるのが相当である。

したがって、本件開示請求は団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであることから、本件職員の氏名及び印影は職務遂行に係る情報に含まれているものとは認められず、同号アに該当しない。

また、同号ただし書イに該当しないことは明らかであり、団体交渉は公務遂行情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

以上のことから、本件職員の氏名及び印影については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 本件職員の所属名及び決裁者の印影

実施機関は、本件職員の所属名及び決裁者の印影について、条例第7条第2号に該当する旨主張しているので、以下検討する。

先に述べたとおり、特定の職員の職務専念義務が免除されているか否かは公務遂行に関する情報と認められる。したがって、仮に出勤簿を開示請求され、当該開示請求の対象となる出勤簿に職務専念義務が免除されている職員が含まれる場合には、当該職員の職務専念義務が免除されている理由を不開示とし、職務専念義務が免除された日及び時間帯については開示することとなる。

ところで、条例第7条第2号本文にいう「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手し得る情報が含まれ、また、何人も行政文書開示請求することができることから、行政文書開示請求により入手し得る情報についても、「他の情報」に含まれると解するのが相当である。

そうすると、実施機関の職員の出勤簿を行政文書開示請求等により入手した者

にとっては、本件決定において所属名を開示した場合、当該所属名と出勤簿とを照合することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。

また、奈良県では、実施機関の職員の所属名、職及び氏名が記載された職員録を作成しており、当該職員録は市販されている。そうすると、本件決定において、決裁者の姓が刻印された印影を開示した場合、職員録の人名索引と照合することにより、本件職員が勤務する所属名が明らかになると認められる。そして、実施機関の職員の出勤簿を行政文書開示請求等により入手した者にとっては、本件決定において決裁者の印影が開示された場合、それによって明らかとなった所属名と出勤簿とを照合することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。

以上のことから、本件職員の所属名及び決裁者の印影は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

先に述べたとおり、本件職員の所属名及び決裁者の印影を開示することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。そうすると、本件開示請求は、団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであることから、本件職員が団体交渉に参加することを理由として職務専念義務免除を受けたことが明らかになると認められる。

これらのことから、職務専念義務免除の理由が明らかになる本件職員の所属名及び決裁者の印影については、同号ウに該当せず、法令等の規定又は慣行として公にされた又は公にすることが予定された情報ではないことから、同号ただし書アにも該当しない。また、同号ただし書イにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件職員の所属名及び決裁者の印影は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 職務専念義務免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数

実施機関は職務専念義務免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数（以下「職務専念義務免除期間」という。）について、条例第7条第2号に該当する旨主張しているので、以下検討する。

本件開示請求は、団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであり、本件決定において、団体交渉の相手方の所属名は開示している。

また、職務専念義務免除期間は、本件職員が勤務する所属の所在地と団体交渉の相手方の所在地とを往復する時間及び交渉時間の合計であって、本件職員の勤務する所属毎に異なると考えるのが相当である。

そうすると、職務専念義務免除期間を開示することにより、本件職員が勤務する所属名が明らかになることは否定できない。

そして、実施機関の職員の出勤簿を行政文書開示請求等により入手した者にとっては、職務専念義務免除期間を開示した場合、それによって明らかとなる本件職員の所属名と出勤簿とを照合することにより、本件職員の氏名が明らかになることは否定できない。

したがって、職務専念義務免除期間については、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

先に述べたとおり、職務専念義務免除期間を開示することにより、本件職員の

氏名が明らかになることは否定できない。そうすると、本件開示請求は、団体交渉に参加することを理由とした職務専念義務免除願を特定して請求されたものであることから、職務専念義務免除期間を開示することにより、本件職員が団体交渉に参加することを理由として職務専念義務の免除を受けたことが明らかになると認められる。

これらのことから、職務専念義務免除理由が明らかになる職務専念義務免除期間については、同号ウに該当せず、法令等の規定により又は慣行として公にされた又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書アにも該当しない。また、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、職務専念義務の免除を受けた期間のうち、時間帯、日数及び時間数は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 6月 7日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 元年 5月31日 (第230回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 6月26日 (第231回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 7月29日 (第232回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 元年 8月19日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみ みえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	